

ふくいフードロスマイスター認定要領

令和3年6月23日
安全環境部循環社会推進課

(趣旨)

第1条 この要領は、「ふくいフードロスマイスター」(以下「マイスター」という。)の認定に際し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 福井県在住で、食品ロスについての知識と削減方法のノウハウを習得した者をマイスターとして認定・登録することにより、マイスターが県や市町と協働して食品ロス削減のために活動する体制を整えることを目的とする。

(マイスターの活動)

第3条 マイスターは、食品ロスに関する知識を積極的に収集するとともに、食品ロスを削減するための取組みを実践するよう努めるものとする。

また、マイスターは、県や市町の要請に応じて、食品ロスの削減に関する啓発事業への参加、イベントにおける講演等を通じ、県や市町と連携して食品ロスの削減に取り組むものとする。

(マイスターの認定要件)

第4条 マイスターには「初級」「中級」「上級」の区分を設け、下表の認定要件を満たした者の中から、県が認定するものとする。

認定区分	認定要件	
共通	マイスターの氏名、連絡先等が記載された登録名簿を県、市町等の行政機関に配布することに同意すること	
初級	県が実施する「食品ロス基礎知識習得テスト」を受験し、合格すること	
中級	県が実施する①または②どちらかの講座を受講し、講座の内容を確認するテストに合格すること	① 冷蔵庫収納講座
上級	県が実施する①および②の講座を受講し、講座の内容を確認するテストに合格すること	② 食べきり・食材使い切りレシピ講座

(認定の取り消し)

第5条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マイスターの認定を取り消すことができるものとする。

- (1) マイスターから退任の申し出があった場合
- (2) マイスターとしての適格性を欠いたと認められる場合

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、マイスターの認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月23日から適用する。